

<キャンセル料の取り扱いについて>

新型コロナウイルス感染拡大防止のために施設利用の取り止めを行った場合  
施設利用料の返金等を行う取り扱いを行っていましたが、現在の感染状況を  
ふまえ、下記のとおり取り扱いが変更になります。

【1】12月1日以降、キャンセル料の取り扱いが通常に取り扱いに戻ります。

- ① 11月30日までに、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に施設利用の  
取り止めを行った場合は、キャンセル料はかかりません。
- ② 12月1日以降に利用取り止めをする場合は、理由に関わらずキャンセル料  
は通常取り扱いとなります。

【2】再度、感染拡大により緊急事態宣言等が発出された場合は、新型コロナウイルス  
を理由とした施設利用料の返金等を検討します。

(通常取り扱い)

利用取り止め届の提出期限を過ぎるとキャンセル料が発生

(提出期限)

会議室等	利用日の10日前
ホール	利用日の3ヶ月前